



無期転換申込権発生に備えての対応

◆無期転換申込権とは

今年の4月より無期転換制度が始まります。この法は従前には無かった新しい制度であり企業に有期雇用労働者がいる場合、必要な手続を行う事が求められます。

無期雇用転換制度とは労働契約法第18条(有期労働契約者の期間の定めのない労働契約への転換)に規定されています。

「同一の使用者ととの間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了するまでの間に、当該満了日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の申込みをしたときは、使用者は申込みを承諾したものとみなす」と言うものです。つまり同一事業主の下、有期労働契約を更新して5年を超えた時、本人が無期転換申し込みをしたら定年・再雇用までの継続勤務として扱うと言う事です。



◆目前に迫る開始期日と対応

対象労働者は平成25年4月1日以降に有期雇用契約をし更新した方が、平成30年の4月1日以降通算5年を経過すると、無期転換申込権が発生、その日以降いつでも、申し込みができる状態になる訳です。

具体的な対応としては、

(1)平成25年4月1日以降に有期雇用契約をした対象者に対し転換時期(通算5年を超えた日)を知らせる必要があります。

その際、就労実態を調べ社内の仕事を整理区分し任せる仕事を考えます。また、無期雇用とは必ずしも正社員と同一労働条件を指すものではないので、今までと同じ待遇と言う場合もあるでしょう。

(2)無期転換雇用者就業規則の定めをする

(3)高年齢者や再雇用者の対応

有期特措法の適用で定年後の継続雇用の方の無期雇用の適用除外認定手続を取る。

◆今後の会社の方針を検討する

有期雇用労働者を5年以上続けて雇い入れている企業は、今後どのような方法を採用するかを考える必要があります。

(1)正社員や多様な正社員への登用

(2)雇い入れ期間設定(通算5年未満)や勤務評価の上限設定。但し申込権発生直前の雇止めは慎重さが重要です。

(3)申し込みがあれば無期雇用にはするが労働条件は変えない…等があります。

✓ 労務関係文書の保存期間

◆企業活動を行う際に作成される文書

企業で作成される文書は企業にとって重要な情報が多く含まれています。その作成、保存、廃棄に至るまでは適切に管理する事が重要です。特に顧客情報や人事・労務関係の個人情報に関連した文書の管理、保存、廃棄については個人情報保護法の趣旨をもふまえた細心の注意を払う事が必要です。

労働基準法第109条では労務に関連して作成される書類の保存期限が取り上げられています。労働者名簿、賃金台帳及び雇い入れに関する書類、解雇に関する書類、災害補償や賃金その他の労働関係に関する重要な書類は3年間保存する事が義務づけられています。出勤簿やタイムカード等は労働に関する主要な書類に該当するので3年間保存となります。

この3年間とは起算日も定められていて労働者名簿であれば労働者の死亡、

退職、又は解雇の日、出勤簿やタイムカードは完結した日から起算する事になっています。

◆電子データの取り扱い

企業活動において社内文書を保管スペースや用紙のコスト削減等で、可能な限り書面でなく電子データで保存する事が多くなってきています。労働者名簿や賃金台帳も書面でなく電子データで保存する事も多くなっていると思います。これらの書類も電子データで保存する事は認められていますし、保存期間も書面と同じとされています。但し、取り扱いは一定の条件があり、労働基準法にかかる行政通達により示されています。それによると故意や過失による消去、書き換え、及び混同ができないようにする事や保存義務のある内容の画像情報を記録した日付、時刻等の情報も同一の電子媒体に記録されこれらを参照できるようにしておく必要があります。

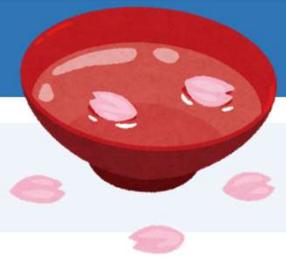
◆電子データ保存上の留意

電子画像情報は正確に記録し、かつ法定保存期間にわたって保存できるようにしておきます。そして書面の提出が必要な際には必要な事項が明らかになり、取り出せるようになっている事が必要です。

電子データで保存する場合にはデータの不正な消去、改ざんが行われないようなセキュリティー対策を講じておく事は大事でしょう。



お仕事カレンダー 平成30年4月



花便りが各地から聞こえてくる季節となりました。
新しい生活が実り多きものになりますようお祈りいたしております。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	日		18	水	
2	月		19	木	
3	火		20	金	
4	水		21	土	
5	木		22	日	
6	金		23	月	
7	土		24	火	
8	日		25	水	
9	月		26	木	
10	火	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(3月分)の納付期限	27	金	
11	水		28	土	
12	木		29	日	昭和の日
13	金		30	月	振替休日
14	土		5/1	月	■ 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
15	日				
16	月				
17	火				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING